

令和3年10月22日

一般社団法人全麵協首都圏支部
地方審査員 各位

一般社団法人全麵協
首都圏支部
支部長 安井良博

令和3年度首都圏支部「地方審査員審査技術研修会」の開催について（通知）

日頃、全麵協の事業活動にご支援・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

一般社団法人全麵協そば道段位認定制度規程第20条の規定に基づく「地方審査員審査技術研修会」を、首都圏支部における令和3年度の事業として、下記の通り開催することとしましたので、ご案内申し上げます。

この研修会は、当初、令和2年度の事業として計画しましたが、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令のため、再々延期等で開催中止となりました。その後もコロナの感染拡大が続いていましたが、環境の改善が見られるようになったことから、繰り越し分の事業として、令和4年1月9日に開催することを決定したものです。

全麵協の基幹事業となっている段位認定制度が今後も発展、充実していくためには、段位認定審査の信頼性の確保が不可欠であります。

地方審査員の皆様におかれましては、この研修会を受講することにより、一層審査精度の向上を図られますよう、受講の申し込みをお願いいたします。

なお、地方審査員につきましては、そば道段位認定制度規程第16条3項②「地方審査員の任期は、5年間とし、更新を希望する場合はその時点で更新の手続きをしなければならない。」さらに同項④で「前号の更新手続きをする場合は、本規程第20条で定める地方審査員審査技術研修会の研修を5年間で3回以上の受講を修了し、再度、段位認定部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。」と規定されておりますのでご注意ください。

記

- 1 日 時 令和4年1月9日（土）13:00～16:30
- 2 会 場 〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保697
ザ・ヒロサワ・シティ会館（茨城県立県民文化センター）
- 3 定 員 150人（以下の優先順位にて決定いたします）
 - ① 令和2年度までに地方審査員として任用されている方
 - ② 令和3年4月4日に支部地方審査員任用講習会終了された方
 - ③ 先着順
- 4 受講対象者 全麵協地方審査員として任用されている方
- 5 内容（予定）
 - ① 審査員としての心構え
 - ② DVDによる技能審査実施体験と質疑
 - ③ その他

6 参加申込み 別紙受講申込書にて令和3年12月10日(金)迄に申込み下さい。
・E-mail: zenmen.syutoken@gmail.com
・郵送: 101-0051 東京都千代田区神保町2-4 麺業会館4F
一般社団法人全麺協首都圏支部 事務局宛

7 参加費 3,000円 *令和3年12月17日(金)迄に振込願います。
振込口座: ゆうちょ銀行 口座名: 土屋照雄 (ツチャテルオ)
記号: 10140 番号: 72508221
*他の銀行から振込される場合
振込口座: ゆうちょ銀行 口座名: 土屋照雄 (ツチャテルオ)
店名: 〇一八 店番: 018 普通預金 口座番号: 7250822

8 持参する物 筆記具
マスク着用をお願いします。

9 その他

- ① この研修会は、既に地方審査員として任用されている方が対象であり、新たに地方審査員を任用する「地方審査員任用講習会」ではありません。
- ② この研修会は、地方審査員が対象です。
- ③ 首都圏支部以外の支部に所属する地方審査員の方も受講できます。
- ④ 全麺協単位取得手帳に貼付する単位シール(3単位)を配布します。
- ⑤ 本案内は今までは郵送にてお知らせしていましたが、郵送料が万単位でかかるため eメールのある方はメールで送りますので経費節減の協力をお願いします。
また、全麺協・本部のホームページの支部の所にも載せて、そこから申込書をダウンロードできるようにいたしますのでご利用ください。

10 当日の対応について

昼食は用意していません。各自で事前に昼食を取り受講して下さい。
問合せ等は「全麺協首都圏支部」&「いばらき蕎麦の会」が対応致します。

11 事前の問合せ先

全麺協首都圏支部 事務局長 土屋照雄
電話: 070-1311-8773
E-mail: zenmen.syutoken@gmail.com

(参考)「そば道段位認定制度規程」(抜粋)

第20条 地方審査員審査技術研修会

段位認定部は、各支部と共同して年度内に1回、地方審査員任用講習会とは別に技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、技能審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技能の向上を図るものとする。

第16条 各認定審査員の任務及び任期

3 地方審査員

② 地方審査員の任期は5年間とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。

③ 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料

10,000 円を全麵協本部に納入しなければならない。

- ④ 前号の更新手続きをする場合は、本規程第 20 条で定める地方審査員審査技術研修会の研修を 5 年間で 3 回以上の受講を修了し、再度段位認定部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。

別紙

令和3年度全麺協首都圏支部
「地方審査員審査技術研修会」受講申込書

ふりがな 氏名		
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女
所属団体名		
連絡先	住所	〒
	TEL	
	TEL (携帯)	
	FAX	
	E-mail	
地方審査員認定番号 認定証発行日		
昼食	各自で事前に昼食を取り受講してください	
交流会	コロナ感染予防対策厳守の為、飲食を伴う交流会は行いません	
宿泊 (各自確保)	令和4年1月8日(金)前泊する方は各自で宿泊先確保願います	
その他連絡事項		

- ・ E-mail: zenmen.syutoken@gmail.com
- ・ 郵送申込：101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-4 麺業会館 4F
一般社団法人全麺協首都圏支部 事務局宛

メールでの申込の場合、着信の返信をします。発信後 3 日経過しても返信がない場合はメールにて問合せしてください。

問合せ先 全麺協首都圏支部 事務局長 土屋 照雄 070-1311-8773